

(案)

令和6年12月12日

岡山地方労働審議会

会長 妻鹿 安希子 殿

岡山地方労働審議会

岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会

部会長 寺山 倫代

岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正について

本専門部会は、令和6年11月28日以来、2回にわたり専門部会を開催して、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

今回の改正により、別紙中「先ハメ」は「端子ハメ」に改める。

また、当該工賃関連の中小企業・小規模事業者が、継続的に工賃上げができる環境整備を進めるとともに、なお一層、価格転嫁対策を徹底し、下請取引適正化の更なる監視強化、各種減税における実質賃金の上昇、税制や補助金等の企業への優遇など、工賃上げ原資の確保につながる継続的な取組実施、生産性向上支援と経営支援の強化を政府等に強く要望するとの意見があったことを申し添える

次の岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃を改正すること。

1. 適用する家内労働者

岡山県の区域内で車両電気配線装置製造業に係る端子ハメ及びチューブ通しの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

業 務	内 容	規 格	金 額 (注)
端子ハメ	電線の端末に取り付けられた端子をコネクタ（非防水タイプに限る）に差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 43 銭
		20センチメートルを超え 50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 49 銭
		50センチメートルを超え 2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 61 銭
		2メートルを超える電線について行うもの	1本につき 70 銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 32 銭
		15センチメートルを超え 30センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 47 銭
		30センチメートルを超え 50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 64 銭
		50センチメートルを超えるチューブについて行うもの	1本につき 76 銭

(注)「端子ハメ」は端子を1本につき、「チューブ通し」はチューブを1本につきの金額をいう

4. 効力発生の日 令和7年3月3日

岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会審議経過一覧

会 議 等	年 月 日	審 議 内 容
改正決定の諮問	令和6年 8月30日	岡山労働局長から岡山地方労働 審議会会長あて諮問
改正決定に関する 意見聴取公示	8月30日	締 切 令和6年9月13日
専門部会委員の指名 専門部会の設置	10月2日	委員9名を指名
第48回地方労働審議会	11月19日	専門部会の運営について(承認)
専門部会 (第1回)	11月28日	1 部会長・部会長代理の選任 2 専門部会の運営について 3 基本的考え方の表明 4 その他
専門部会 (第2回)	12月12日	1 最低工賃額の審議 2 その他